

## 5 部落差別(同和問題)の現状

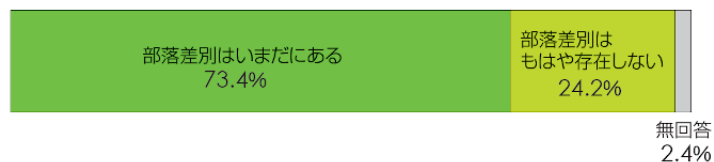
### (1) いまだ残る部落差別

部落差別解消推進法の第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と現在における部落差別に対する認識を示しました。同法の第6条を踏まえて実施された調査に基づき2020(令和2)年6月に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によると、「部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められないが、インターネット上で行われた事案の割合は増加傾向にあるとしています。意識調査の結果を見ると、「正しい理解は進んでいると認められる」とする一方、「不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある」としています。

今後とも、差別意識の解消については、人権という観点からの教育・啓発をより一層進めることが重要です。

#### 部落差別の現状 該当数(4,157人)

質問：あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。



出典：法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書 一般国民に対する意識調査」(令和元年調査)

いまだ残る  
部落差別

### (2) 結婚や就職の差別

人は自らの意思で親や故郷(出生地)を選ぶことはできません。その故郷を人に言えない、故郷が分かると結婚や就職で差別を受けるということはあってはなりません。しかし、結婚する相手が被差別部落・同和地区出身者であるか否かを調べるために、職務上他人の戸籍謄本などを入手することができる者に依頼するなど、制度を悪用して、不正にその人の戸籍謄本を入手し、その結果、被差別部落・同和地区出身者であることを理由に、本人の人格や当事者の気持ちとは無関係に、結婚を断念するように迫ったといった事件も起きたことがありました。

就職差別にも同じような事例があります。1975(昭和50)年頃、全国の被差別部落・同和地区とされる所在地などを記載した「部落地名総鑑」と称する冊子が発行され、相当数の企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採否決定に悪用されるなど就職差別につながるものでした。就職差別は、生活に関わる問題であり、場合によっては命をも奪いかねない問題でもあることを私たち一人一人が十分に認識する必要があります。

部落差別(同和問題)の解消には、正しい知識を持つことが重要です。しかし、頭の中では分かっている、いざ身近なこととなると、世間体などを理由にして正しい判断ができなくなるのでは、本当の意味で人権意識が身についているとはいえません。「悪いとは分かっている、他の人たちがそうしているから」という考え方は、差別を助長することにつながります。



結婚や  
就職の差別